



歳末たすけあい募金助成事業 令和3年度 自治会・地域福祉活動支援助成事業要項(案)

1 目的

歳末たすけあい運動は、共同募金運動の一環として「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに、市民の皆様のご理解とご協力のもと進められるものであり、日置市社会福祉協議会(以下「本会」)では、「ひとりひとりが おもいやりのきずなでつくる福祉のまち」実現に向けて、自治会が取り組む地域福祉活動を支援するために助成金を交付する。

2 財源

市民の皆様から寄せられた歳末たすけあい募金(令和2年度募金実績による配分金)の助成金を財源とする。

3 助成額

助成金の交付額は、1自治会につき 20,000 円を上限とし、予算の範囲内において日置市社会福祉協議会会長が定める額とする。

4 助成対象事業

自治会が、住民や地域のために取り組む福祉活動やボランティア活動で、令和3年10月1日(金)から令和4年1月31日(月)までに完了するもの、かつ他からの助成金を受けていない事業であり、概ね次のような事業とする。

- (1) 移動支援や配送活動
- (2) 家屋内外の清掃(ふすま・障子の張替えなども含む)
- (3) 墓守(墓清掃・参りなど)
- (4) 地域住民の交流を目的とする行事(伝統行事やクリスマス会・餅つき大会など)
- (5) 見守り活動(声かけ・訪問など)

5 助成対象費用 ※助成対象費用については、次のとおりとする。

- (1) 材料費 活動に必要な材料(燃料費、借上代、障子紙、供花等)の購入
- (2) 消耗品費 事業に直接要する文房具等の消耗品、什器
- (3) 印刷製本費 事業に必要な書類、資料などの印刷費、広報費
- (4) 会議費 会議時における茶菓子代
- (5) 旅費交通費 事業に係る構成員等の旅費及び交通費

6 助成対象外 ※以下のものは対象としない。

- (1) すでに完了している事業
- (2) 補助・助成事業及び自治会の経常的な管理・運営費
- (3) 食事等にかかる飲食費(市販の弁当やホールケーキ購入費なども含む)
- (4) 景品などのうち、商品券や金券等金銭と同様とみなされるもの。
- (5) その他、事業に直接要しないとみなされる費用

7 募集案内

募集案内は、令和3年7月21日(水)の自治会文書発送(自治会長宛)にて行う。

8 申請手続

助成を希望される自治会は、助成金交付申請書(様式1)を指定する期日までに最寄

りの下記窓口までに提出すること。

- (1) 申請期間 令和3年8月2日(月)から令和3年8月31日(火)まで
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日・祝日を除く)
- (3) 受付場所(問い合わせ先)
 - 本所[日吉](日吉老人福祉センター内) ☎246-8561
 - 東市来支所(東市来総合福祉センター内) ☎274-6565
 - 伊集院支所(日置市役所本庁内1階) ☎272-2306
 - 吹上支所(日置市役所吹上支所内1階) ☎296-5257

9 助成の審査・決定

申請内容を基に厳正に審査し、適当と認められたときは、9月末までに助成金交付決定通知書(様式2)により通知する。

10 事業の執行

事業は、必ず交付決定通知後に実施すること。決定通知前の事業執行は対象とならない。

11 事業の辞退

助成決定後、やむを得ない事情により事業を辞退するときは、事業辞退届(様式3)を提出すること。

12 助成の明示

助成を受けた場合は、自治会の作成する資料等にその事業が「歳末たすけあい募金からの助成事業」であることを明示すること。

13 事業の報告・交付請求

事業終了後10日以内に、実績報告書(様式4)、領収書(写しの場合は自治会長の原本証明を付すること)、写真(活動の内容がわかるもの)、その他本会会長が必要と認める書類を最寄りの窓口に出すこと。

14 助成金の交付

助成金は、事業の報告書の提出を受けたら、翌週の木曜日に交付する。
最終交付日は、原則、令和4年2月18日(金)までとする。

15 助成金の返還

自治会が、正当な理由なく次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全額または一部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により助成金を受けたとき
- (2) 対象外経費に助成金が使われていたとき
- (3) 事業報告が申請内容と異なっていたとき
- (4) その他、当該要項に違反したとき

16 その他

報告書に記載された情報や写真等は、本会が発行する広報紙やホームページに掲載する必要があるため、予め了承を得ること。

この助成事業は、令和3年度をもって終了とする。